

下水道管路施設維持管理等業務

提案評価基準

令和 5 年 10 月

吹田市 下水道部 管路保全室

この「下水道管路施設維持管理等業務 提案評価基準」（以下、「本書」）は、吹田市（以下、「本市」又は「発注者」）が実施する下水道管路施設維持管理等業務（以下、「本業務」）を委託するため、本業務を受注する民間事業者（以下、「受注者」）の募集及び選定を行うにあたっての評価基準を定めるものである。また、本書は、プロポーザル参加希望者（以下、「参加者」）に交付するものであり、本書及び別冊とともに以下の書類で一体を成すものである（これらの書類を総称して、以下、「プロポーザル実施要領等」）。

- ① 下水道管路施設維持管理等業務 公募型プロポーザル実施要領
- ② 下水道管路施設維持管理等業務 要求水準書
- ③ 下水道管路施設維持管理等業務 提案評価基準
- ④ 下水道管路施設維持管理等業務 様式集
- ⑤ 下水道管路施設維持管理等業務 基本契約書（案）
- ⑥ その他、発注者が公表した書類
- ⑦ 上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、本市に提出するものである。

1 審査方法

1.1 審査方式

本業務は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受注者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画技術提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積金額を総合的に評価する。

受注者決定フローは、下図に示すとおりである。

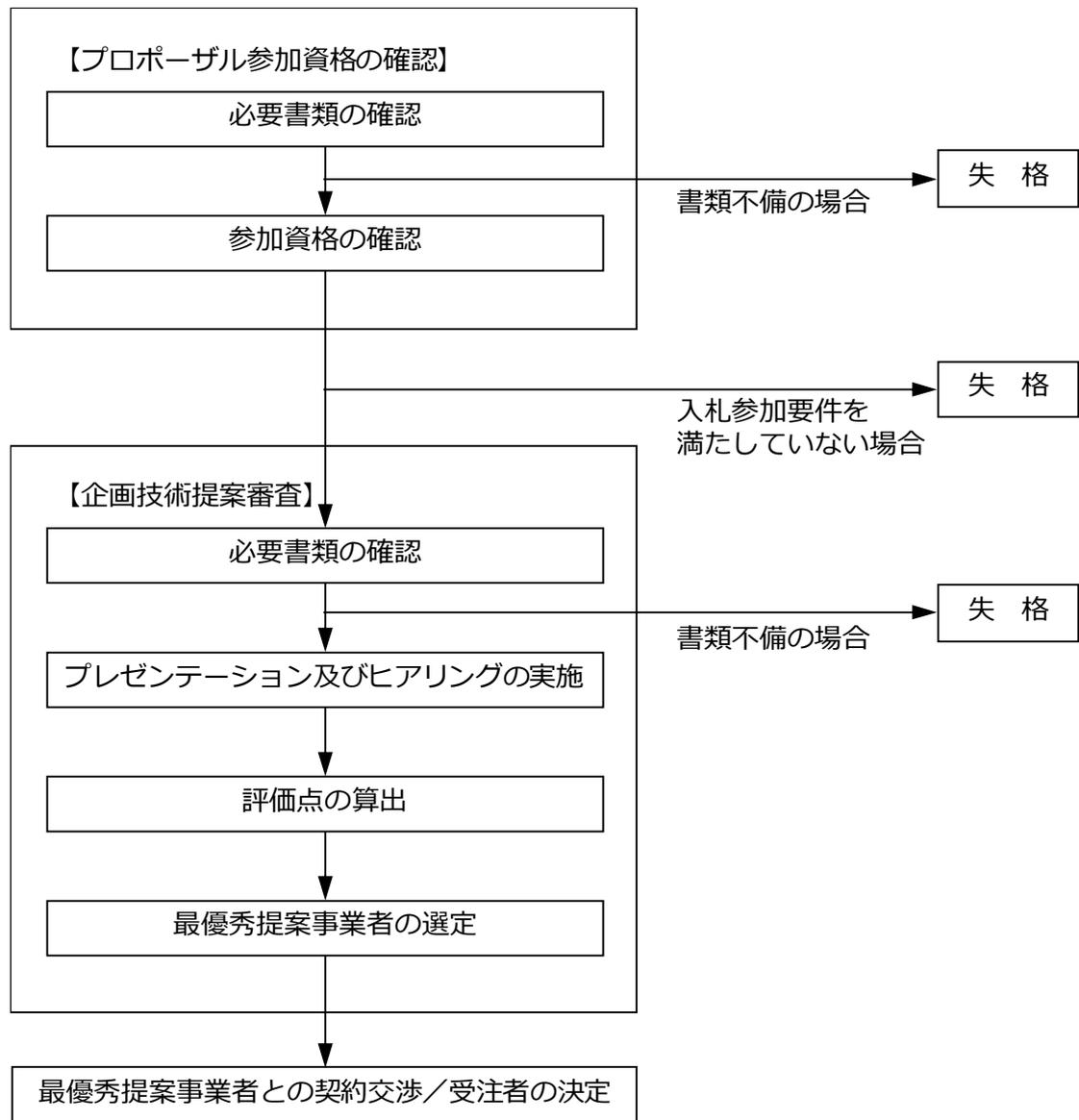


図-1 受注者決定フロー

1.2 委員会の設置

本市は、企画技術提案書等の審査を実施するため、「下水道管路施設維持管理等業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、提案評価基準に基づき企画技術提案書等の審査を行う。

1.3 提案事務局の設置

委員会は、委員会の庶務及び必要書類の確認等を実施するため、「提案事務局」を設置する。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

提案事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類について、公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は委員会の承諾を受けた上で失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

2.1.2 参加資格の確認

提案事務局は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は、委員会の承諾を受けた上で失格とする。

2.1.3 企画技術提案書等の提出

公募型プロポーザル実施要領に定める参加資格要件の確認を受けた参加者は、「企画技術提案審査」を受けるため、公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類をすべて提出するものとする。なお、参加資格があると認めた参加者を以下、「企画技術提案者」という。

2.2 企画技術提案審査

2.2.1 必要書類の確認

提案事務局は、企画技術提案者から提出された公募型プロポーザル実施要領において求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は、委員会の承諾を受けた上で失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではない。

2.2.2 提案審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

提案審査は、企画技術提案者を対象にして、提出された企画技術提案書等の内容審査及び企画技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その評価により採点を行う。プレゼンテーション及びヒアリングの審査時間は、各々30分程度とする。

プレゼンテーション資料は、Microsoft PowerPoint で作成し、電子データを令和6年2月2日（金）までに電子メールで提出すること。プレゼンテーション当日にPCを持参する場合は、令和6年2月2日（金）までに連絡すること。

委員会は、企画技術提案書等の内容及びプレゼンテーション及びヒアリング結果を踏まえた上で、「3 総合評価点の算出方法」に基づいた審査及び評価を実施する。

ただし、委員会が認めた場合、必要に応じて、プレゼンテーション及びヒアリングは書面等にて開催できるものとする。この場合、詳細な開催方法については委員会で決定し、企画技術提案者に通知するものとする。

2.2.3 出席者及び説明者（企画技術提案説明審査）

説明者数の上限は8名までとする。プレゼンテーション及び質問に対する回答は配置予定統括責任者が主体となって説明すること。必要がある場合に限り、配置予定の副統括責任者や主任技術者、管理技術者が説明することを認める。なお、参加者である単独企業若しくは共同企業体の構成員（代表企業を含む。）以外の者の出席は認めない。また、出席の

際には会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけてはならない。ただし、説明者の役職（配置技術者上の役職、統括責任者等）を述べた上で発言すること。

2.2.4 提案内容審査の得点化

委員会は、企画技術提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容及び参考見積り金額（価格要素）について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点及び価格評価点の算出）を行う。

2.2.5 総合評価点の算出（総合的評価）

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する

2.2.6 最優秀提案事業者及び次点者の選定

委員会は、総合評価点によって評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を最優秀提案事業者として選定する。また、次に高い提案を行った者を次点者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{各委員の総合評価点の和}$$

なお、総合評価点が同点で最優秀提案事業者が2者以上となったときは、参考見積金額が低い提案を行った者を最優秀提案事業者として選定する。この場合において、参考見積金額が同額であるときは委員会に諮って最優秀提案事業者を選定する。また、次点者についても同様とする。総合評価点の最低基準点は、総合評価点を委員会の委員の数で除した平均評価点が600点以上とする。参加者が1者のみであった場合も平均評価点が600点以上であれば最優秀提案事業者とする。

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

企画技術提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ850点及び150点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

$$\text{総合評価点 (1000点満点)} = \text{技術評価点 (850点満点)} + \text{価格評価点 (150点満点)}$$

3.2 企画技術提案書の評価項目等

技術評価点及び価格評価点の算出に当たり、提案審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）は、表-1のとおりとする。

また、提案審査の評価対象、評価項目については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施結果を踏まえて評価する。

表-1 企画技術提案の評価項目及び着眼点 (1/3)

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点	
① 事業者に関する項目	地域精通度	<ul style="list-style-type: none"> 吹田市内及び大阪府内での作業拠点があるか。 受注実績を踏まえた本業務対象地区の熟知度及び下水道管路施設等の精通度があるか。 	50	
	実施実績	<ul style="list-style-type: none"> 同種、類似業務の受注実績の実施件数があるか。 	40	
	技術力の確認	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に有益な資格の種類とそれを有する資格者の保有技術者数は十分か。 	20	
	担当予定技術者の資格・経験	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に必要な有資格者の適切な配置計画を記載しているか。 	20	
	保有機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に必要な機材を保有しているか。 実作業を担当する企業（構成員）が保有する機材、車両等を写真等で確認できるか。 	20	
企画技術提案に関する項目	② 実施方針に関する項目	企画技術提案概要	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関する知識や経験及び予防保全型維持管理及びストックマネジメント実施計画の基本的な考え方が備わっており、民間事業者としてノウハウ及び創意工夫等を発揮できる事項や地域特性等について述べているか。 	50
	③ 実施体制に関する項目	業務の実施体制（配置人数、保有機材）	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を実施するために必要な実施体制図と人員配置計画及び資機材と保管場所等（平日、休日、夜間、緊急時の各体制）を適切かつ実務的に提案しているか。 再委託先等に関して、適切な実施体制を構築しているか。 従事する労働者の適正な労働条件、労働環境の確保について、十分配慮しているか。 本業務の実施にあたり、技術向上と継承のため、業務従事者の教育、研修について述べているか。 	50
	④ 実施内容に関する項目	各業務の実施に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 各業務について、効率的かつ確実な実施方法が具体的に述べられているか。 複数年一括発注による利点を生かした提案を具体的に述べているか。 	100
		要求水準達成に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 各種業務に係る要求水準達成に向けた考え方を含めて、効率的かつ確実な実施方法等を具体的に述べているか。 要求水準未達とならないための対応策、未達の場合の迅速な対応は、適切かつ合理的なものか。 	10
		緊急対応必要箇所の発見時の対応に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全型維持管理業務及び計画的維持管理業務において発見した緊急対応必要箇所に対する速やかかつ効果的な対応方法について述べているか。 	10

表-1 企画技術提案の評価項目及び着眼点 (2/3)

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点	
企画技術提案に関する項目	④実施内容に関する項目	統括管理業務に関する提案	・ 統括管理責任者が本業務全体を統括的に管理し、本市との必要な調整等を実施することについての的確に述べているか。	10
		セルフモニタリングに関する提案	・ 本業務のセルフモニタリングについて、適切かつ実務的な内容となっているか。	10
		住民対応等に関する提案	・ 住民要望等について、迅速かつ円滑な対応について述べているか。 ・ 受注者が市の窓口であることを十分に理解し、市民サービスの維持、向上についての的確に述べているか。	10
		危機管理・安全対策に関する提案	・ 災害時、異常時及び緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制が効果的か。 ・ 現場からの支援要請に対する組織的なバックアップ体制は十分か。	40
		地域貢献に関する提案	・ 地元企業等との連携及び協力（本業務への参画を含む）並びに地域の人材の活用（地域住民の雇用を含む）を考慮した企画技術提案を的確かつ具体的に述べているか。 ・ 地域（地域住民を含む）との連携及び協働並びに地域活性化への取組等の企画技術提案が的確かつ具体的になされているか。	60
		特定テーマに関する提案	特定テーマ（1）予防保全型維持管理業務：「維持管理情報（データベース）の管理方法及び活用方法について DX を踏まえた提案」 ・ ストックマネジメントの精度向上に寄与する具体性のある方法が述べられているか。 ・ 受注者が想定する課題について整理し、それらを克服するための提案や創意工夫を発揮するポイントを明記した提案になっているか。	40
			特定テーマ（2）計画的維持管理業務：「点検業務や清掃業務の適正頻度についての考え方と実施方法についての提案」 ・ 業務の目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。 ・ 新たな発想に基づく提案で、現実性、説得性がある提案であり、本市に適応したものであるか。	40

表-1 企画技術提案の評価項目及び着眼点 (3/3)

評価項目	評価内容	評価の着眼点	配点
企画技術提案に関する項目	④実施内容に関する項目 特定テーマに関する提案	特定テーマ（3）予防保全型改築計画策定業務：「包括的民間委託の特性を生かした効率的で効果的な修繕・改築を実現するための計画策定」 ・ 要求水準書に記載された業務内容について具体性のある実施方法が述べられているか。 ・ 受注者が想定する課題について整理し、それらを克服するための提案や創意工夫を発揮するポイントを明記した提案になっているか。 ・ 複数年一括発注による利点を生かした提案になっているか。	40
		特定テーマ（4）日常的維持管理業務：「日常的維持管理業務を主とした維持管理における情報管理方法と発注者への報告（情報共有）方法についてDXを踏まえた提案」 ・ 業務の目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。 ・ 新たな発想に基づく提案で、現実性、説得力がある提案であり、本市に適応したものであるか。	40
		特定テーマ（5）「本業務の評価を行うための適切な5つのアウトカム指標についての提案」 ・ 業務の目的を達成するために、積極的な意見、提案がなされているか。 ・ 新たな発想に基づく提案で、現実性、説得力がある提案であり、本市に適応したものであるか。	40
企画技術提案に関する項目	⑤プレゼンテーション・コミュニケーション	技術者の専門技術力 ・ 実績として挙げた業務の担当分野に中心的、主体的に参画したことが伺えるか。 ・ 管路施設維持管理や予防保全等に関する知識が十分か。	100
	取組み姿勢・コミュニケーション力	・ 本市の下水道施設の現状の認識や本業務の目的、条件、内容等の理解が十分か。 ・ 提案説明や質問に対する応答は、適正になされているか。	50
⑥参考見積価格に関する項目	参考見積価格の妥当性	・ 配点×最低見積価格÷見積価格	150

3.3 評価点の算出方法

表-2 に示す 5 段階評価による得点化方法により、評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。なお、評価項目別の得点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで求める。

表-2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、優れていると認められる。	配点×1
B	当該評価項目について、やや優れていると認められる。	配点×3/4
C	当該評価項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該評価項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
E	当該評価項目について、劣ると認められる。	配点×0

ただし、評価項目のうち「参考見積価格」は消費税及び地方消費税を含まない価格で以下により得点化する。

①企画技術提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、提案限度額を超える参加者は失格とする。

②参考見積価格に記載された価格が、提案限度額以下のうち、最低価格を提示した参加者に満点である 150 点を付与する。

③上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点以下第 1 位まで求める。

価格評価点 = 配点 (150 点) × (最低価格 ÷ 当該参加者の見積価格)

(算出例)

A グループ：見積額 500,000,000 円 (最低価格)

150 点 × (500,000,000 円 / 500,000,000 円) = 150 点 (満点)

B グループ：見積額 520,000,000 円

150 点 × (500,000,000 円 / 520,000,000 円) = 144.2 点

C グループ：見積額 535,000,000 円

150 点 × (500,000,000 円 / 535,000,000 円) = 140.2 点